

## 第2章 平成19年度の公害紛争等の処理状況

### 1 公害紛争の処理状況

#### (1) 公害紛争の処理状況

平成19年度に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は、調停事件1件、裁定事件5件（責任裁定事件5件）である。これらに前年度から繰り越された12件（調停事件1件、裁定事件11件（責任裁定事件8件、原因裁定事件3件））を加えた計18件が19年度に係属した。このうち、4件が19年度中に終結し、残り14件は20年度に繰り越された（表1-2-1、表2-2-1（31ページ））。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件（昭和46年（調）第4号事件外614件）において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰藉料額等変更申請を処理している（詳細については第2編第2章第1節1(3)（33ページ）参照）。

#### (2) 近年の特徴

公害紛争処理状況に係る特徴として近年見られるもののうち、主要なものを挙げると、以下のとおりである。

##### ア 係属事件の特徴

近年係属した事件について見ると、以下の特徴が見られる。

###### (ア) 裁定事件の増加

近年、裁定事件が増加の傾向を示している（表2-2-1）。その主たる要因としては、以下の二つが考えられる。

第一の要因は、裁判制度の有効性を認識した上で、その多様な活用が図られていることである。

すなわち、市区町村等を中心とする地方公共団体が行う公害苦情処理及び都道府県公害審査会等（以下、本章において「審査会等」という。）が行う調停等による紛争の解決が困難な場合に、公害等調整委員会の責任裁定を公害紛争処理制度における最終的な紛争解決手段と認識し、その活用が図られていることである。また、和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件（平成18年（ゲ）第1号事件）のように、審査会等に調停事件として係属中のもののうち、因果関係の解明が困難であるとされるものについて、専門的知見による因果関係解明への期待から、公害等調整委員会の原因裁定が利用された事件も見られる。

このように、公害等調整委員会と審査会等との連携協力により、公害紛争処理手続の多様な活用が図られている。

第二の要因は、対象となる紛争自体の近年の動向として、土壤汚染問題や化学物質問題に係る紛争等、因果関係の解明が困難であり、また、因果関係の有無が主要な争点となっている紛争が増加しており、これらについて、原因裁定を含め、裁定手続が利用されていることである。

###### (イ) 民事訴訟との関係における新たな動き

公害紛争処理手続と公害に係る民事訴訟との関係についても、従来なかったよう

な新たな動きが見られる。

従来から、公害紛争処理手続に係属した後に民事訴訟として係属し、あるいは、両手続が同時並行で係属するなどの例は見られたところであるが、近年においては、さらに、大阪高等裁判所で成立した和解条項の履行等をめぐりあっせん申請事件として公害等調整委員会に係属した事例（尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件（平成14年（ア）第1号事件外1件））や、受訴裁判所である富山地方裁判所から漁業被害に係る因果関係解明の嘱託を受けた事例（富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件（平成16年（ゲ）第3号事件））のような、新たな動きが見られている。

#### (イ) 公害紛争処理制度の柔軟な運用の進展

公害紛争処理制度の柔軟な運用が引き続き進められた。

公害紛争処理法第2条により、公害紛争処理制度の対象となる公害の範囲は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）に限られている。

一方、近年においては、低周波音に関する紛争、杉並区における不燃ゴミ中継施設健康被害原因裁定申請事件（平成9年（ゲ）第1号事件）のような化学物質に関する紛争、伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件（平成17年（調）第1号事件）のような廃棄物に関する紛争など、主張される公害の態様が多様化している。

公害等調整委員会は、このような現状を踏まえ、例えば、低周波音に関する紛争についても、それが従来の騒音や振動の類型とは異なるものであっても、騒音や振動に関する紛争と解することが可能な場合には制度の対象として広く取り上げるなど、社会のニーズに対応し、制度の柔軟な運用を図っている。

#### (ロ) 公的機関を当事者とする事件の増加

国、地方公共団体等の公的機関が当事者として含まれる事件が大きな割合を占める傾向が継続している。これらの事件の中には、規模が大きく、因果関係の解明が困難であるものも見られるため、専門的知見を注いで精力的に事件処理に取り組んでいる。同時に、このような公的機関を紛争当事者とする事件においては、特に当事者双方の信頼を得つつ事件処理を進めることが重要であり、公正中立な立場から紛争解決を図るよう努めている。

#### イ 事件の具体的処理手続に見られる特徴

近年係属した事件の具体的な処理手続について見ると、処理方法が確立されつつあると言える。

まず、専門的知見の活用に関しては、現地における調査の実施のほか、各分野の有識者である専門委員の任命や、騒音、振動測定に見られるような専門調査会社への委託調査は、近年より一層活発に行われるようになっている（表1-2-2）。

手続の取り進めに関しては、平成18年度に終結した富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件のような大型事件等の審理において、計画審理や集中証拠調べ等を実施している。

また、紛争当事者に関しては、近年の公害等調整委員会係属事件においては、申請

人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行うものが多く見られるが、当事者の事情等を考慮して、手続進行に資する方法等について分かりやすい説明を行うことに努め、円滑な紛争解決を図っている。

#### ウ 行政施策への反映

公害紛争の処理の成果の行政施策への反映に関しても引き続き公害紛争処理制度の特色が活かされている。

例えば、豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件（平成5年（調）第4号事件外2件）に関しては、本調停の成立と時期を同じくして、排出事業者に対する廃棄物除去の措置命令の範囲を拡大し、原状回復責任を強化した廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の改正が行われたほか、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）及びリサイクル関連の法律が成立しており、このような施策の動向は本調停の結果と軌を一にするものであったと考えられる。

このように、公害等調整委員会の行った事件の処理成果が、行政機関の行う公害対策へ適切に反映された点で、公害紛争処理制度の特色が活かされたものと言える。

表1－2－1 平成19年度に公害等調整委員会に係属した事件一覧

(公害紛争処理関係)

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
調停事件	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	H17. 8. 29	
	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	H19. 9. 10	H20. 3. 24 調停成立
裁定事件	名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件	H16. 3. 18	H19. 4. 6 調停成立
	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	H17. 2. 14	
	横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件	H17. 7. 21	H19. 10. 2 申請取下げ
	川崎市における土壤汚染財産被害責任裁定申請事件	H17. 8. 16	
	渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件	H18. 1. 11	H19. 11. 19 一部認容
	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	H18. 7. 24	
	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	H18. 8. 17	
	和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	H18. 9. 22	
	羽咋市における土壤汚染財産被害責任裁定申請事件	H18. 10. 30	
	久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件	H18. 11. 30	
	八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件 (2件)	H19. 3. 19 H19. 9. 12	
	港区における粉じん等財産被害責任裁定申請事件	H19. 9. 25	
	高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件	H19. 10. 26	
	さいたま市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	H20. 2. 1	
東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件		H20. 3. 28	
合 計		18件 (6件)	4 件

(注) 1 「合計」の( )内の数字は、平成19年度中に受け付けた事件数で、内数である。

2 公害紛争処理関係事件には、このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰藉料額等変更申請が8件係属した。

(鉱業等に係る土地利用の調整関係)

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
鉱区禁止地域指定請求事件	亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定請求事件	H20. 3. 28	
鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事件	愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件	H17. 7. 13	H19. 5. 8 一部棄却 一部却下
	鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H17. 10. 13	H19. 5. 8 認容
合 計		3 件 ( 1 件 )	2 件

(注) 3 鉱業等に係る土地利用の調整関係事件には、このほか、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出が19件、採石権の設定等の決定に対する承認申請が1件係属した。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表1-2-2 専門委員が任命された近年の公害紛争事件

(平成20年3月31日現在)

	事 件 名	専 門 委 員 数	専門分野等	
調停事件	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	1人	神経内科	
	豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件	4人	有害廃棄物対策 産業廃棄物（埋立） 有害廃棄物、地下水等 調停条項の履行 ※事件終結後のフォローアップのため	
	清瀬・新座低周波騒音被害等調停申請事件	2人	騒音・低周波音の研究 騒音・低周波音の防止対策等	
	東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件	1人	建築音響、応用音響、騒音	
	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	2人	化学物質、地下水汚染等 廃棄物工学	
裁定事件	杉並区における不燃ゴミ中継施設健康被害原因裁定申請事件	3人	医学、公衆衛生学 大気反応化学 環境衛生学	
	尾鷲市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	1人	水族病理学（二枚貝の病理等）	
	佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	1人	水族病理学（二枚貝の病理等）	
	深川市における低周波音被害責任裁定申請事件	1人	騒音・低周波音の研究	
	越谷市における印刷工場からの悪臭による健康被害責任裁定申請事件	1人	公衆衛生学（産業保健等）	
	高崎市における低周波音被害原因裁定申請事件	2人	騒音・低周波音の研究 騒音・低周波音の防止対策等	
	有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件	4人	水産資源学 海洋生物学（富栄養化、赤潮） 海域環境学（潮汐・潮流） 海洋生物学（底生生物）	
	荒川区における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	2人	騒音・低周波音の研究 騒音・低周波音の防止対策等	
	新潟市における道路振動被害原因裁定申請事件	1人	建築構造、構法・工法の研究開発	
	北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	1人	建築基礎構造、地盤	
	名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件	1人	応用音響工学	
	富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件	3人	水産学（魚類の疾病） 地球化学、環境化学 水産資源学	
	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	1人	公衆衛生学	
	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	2人	騒音・低周波音の研究 振動・騒音・低周波音の研究	
	久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件	2人	建築構造、構法・工法の研究開発 振動・騒音・低周波音の研究	
神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	5人	医学（神経内科） 医学（神経内科） 医学（内科） 医学（小児神経・神経病理） 環境生態工学、衛生工学、化学工学等	
			環境工学	
			海洋生態学	
			水産海洋学、海洋生態学	
和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件		建築構造、構法・工法の研究開発	
			振動・騒音・低周波音の研究	
八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件	八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件		建築構造、構法・工法の研究開発	
			振動・騒音・低周波音の研究	

(資料) 公害等調整委員会事務局

## **2 土地利用の調整の処理状況**

### **(1) 鉱区禁止地域の指定**

平成19年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域の指定請求事件は、19年度に受け付けた1件であり、20年度に繰り越された（表1-2-1）。請求理由は風致・景観の保護等となっている。

### **(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定**

平成19年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された2件である。これら2件ともが19年度中に終結した（表1-2-1）。

また、平成18年度に公害等調整委員会が行った徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画不認可処分及び農地転用不許可処分に対する取消裁定申請事件（平成17年（フ）第3号事件、平成18年（フ）第1号事件）の裁定に対する取消訴訟が、19年4月2日付で、東京高等裁判所に提起され、同年7月30日、原告の請求を棄却するとの判決が言い渡された。

### **(3) 土地収用法に基づく不服申立てに関する意見の申出等**

平成19年度に公害等調整委員会に係属した事案は20件であり、これらは前年度から繰り越された6件に19年度に新たに係属した14件（うち、土地収用法に基づく意見の申出13件、採石権の設定等の決定に対する承認1件）を加えたものである。このうち、9件が19年度中に処理され、残りの11件は20年度に繰り越された。なお、19年度に係属した20件の内訳は、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出が19件、採石権の設定等の決定に対する承認申請が1件となっている。

平成19年度に新たに係属した土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出を処分の種類別に見ると、すべて収用委員会の裁決を不服とするものであり、事業の種類別に見ると、道路関係が5件、河川関係が1件、鉄道関係が2件、空港関係が2件、公園関係が2件、区画整理関係が1件となっている。